

鶴岡市提出用（総括表）

給与支払報告書（総括表）

山形県鶴岡市長 様

事業所番号(指定番号)

令和 年 月 日 提出

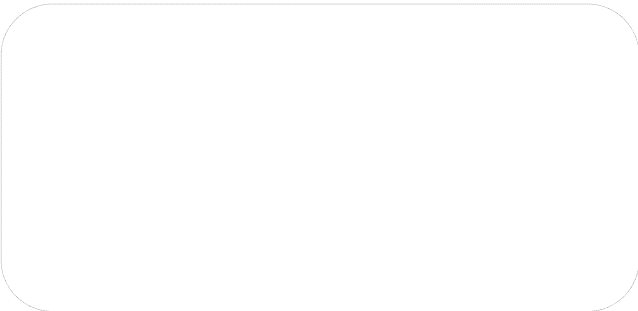
給与の支払期間	令和6年1月分から12月分まで												
給与支払者のマイナンバー(12桁)又は法人番号(13桁)													
給与支払者の所在地	事業種目												
	受給者員 人												
税額通知書の送付先	鶴岡市報告員												
フリガナ	①特別徴収(給与差引) 人												
名称(氏名)	②普通徴収(退職者、乙欄など) 人												
変更・誤りがあれば記入してください	報告員合計 ① + ② 人												
この総括表及び給与支払報告書に 応答される方(担当者)	氏名	課	係	年途中で就職した方について、前職分の支払金額等を含んで年末調整した方はいますか。 → はい・いいえ 「はい」の場合は、個人別明細書の摘要欄にその内容を記載してください									

- ◎ 給与支払報告書の提出期限は **令和7年1月31日** です。
- ◎ 個人別明細書は、令和6年1月～12月中に給与を支払った方全員分について、**市提出用(1枚)** を提出してください。

※市記入欄

<個人事業主本人確認書類>

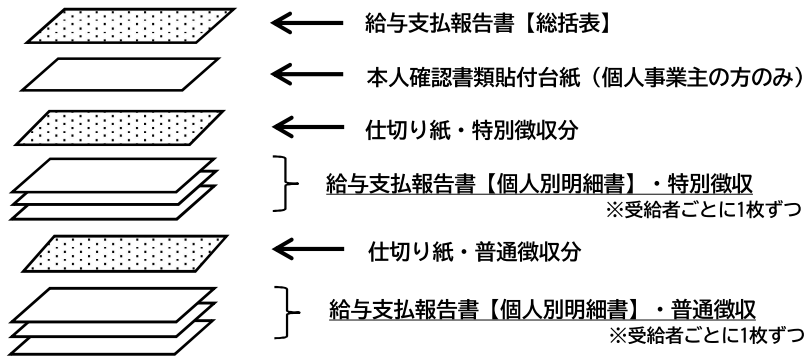
マイナンバーカード / 住民票 / 住民票記載事項証明書 / マイナンバー通知カード  
運転免許証 / 被保険者証 / 税理士票 / ( )



この総括表は鶴岡市提出用総括表です。  
報告人員等を記入して  
**令和7年度(令和6年中支払)給与支払報告書(個人別明細書)**  
と一緒に提出してください。

【提出時の綴り方】

- ◇この鶴岡市提出用総括表を表紙にします。  
法定様式や他の様式を使用する場合も、この総括表を添付してください。
- ◇個人別明細書は、仕切り紙を使用し、特別徴収と普通徴収に区分してください。  
区分が明確でない場合は、原則、特別徴収となりますのでご注意ください。
- ◇提出の際は、クリップや輪ゴムでまとめてください。  
ホチキス止めはしないようにお願いします。



山形県内全市町村では特別徴収の完全実施を行っております。  
所得税を源泉徴収する義務のある事業主の方は、地方税法及び市税条例の規定により、**原則、住民税の特別徴収が義務付けられております。**

特別徴収できない適正な理由がなく、事業所や本人の希望により普通徴収にすることはできません。  
例外として、退職者及び退職予定者（5月末日まで）、乙欄該当者、給与支払が不定期、休職等により給与支払がないなど、特別徴収の対象とならない方は、普通徴収とすることができます。